

大阪市中央区役所就学前児童等寄り添いサポート事業訪問支援員に関する業務
会計年度任用職員要綱

制 定 令和5年1月18日

(目的)

第1条 この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、大阪市中央区役所就学前児童等寄り添いサポート事業訪問支援員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(任用)

第2条 会計年度任用職員は、次の各項目を満たす者のうちから、選考により任用する。

(1) 次のいずれかに該当する者

- ① 社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有する者
- ② 社会福祉主事として、2年以上の福祉事業等に従事した者
- ③ 自治体において、福祉関係業務について2年以上の従事経験を有する者、若しくは同等の経験を有する者
- ④ 公的機関、医療機関、社会福祉施設または教育施設における心理相談業務の2年以上の実務経験を有する者
- ⑤ 教育職員免許状を有し、2年以上の実務経験を有する者（講師等を含む）
- ⑥ 保育士資格を有し、2年以上の実務経験を有する者
- ⑦ 児童養護施設や母子支援施設等の社会的養護施設において、2年以上の相談支援業務に従事した者
- ⑧ 前各号のいずれかに準ずる者

(2) 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない者

2 会計年度任用職員の選考は、以下の内容を総合的に勘案して行う。

(1) 筆記試験（※もしくは論述試験）

(2) 面接

(再度の任用)

第3条 再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

(勤務日数等)

第4条 会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は下記の通りとする。

(1) 勤務日数

1日7時間30分の勤務時間で週4日の勤務日

(2) 勤務時間

A 勤務 午前9時～午後5時15分

B 勤務 午前9時15分～午後5時30分 ※A勤務もしくはB勤務のいずれか

(その他)

第5条 その他必要な事項は、中央区長が定める。

附 則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。